

福岡県公報

平成二十五年十月二十二日
第三千五百四十一号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 嘉麻市の項中

社会福祉法人内野会老人保健施設 シルバーケア嘉穂	〃 鴨生四八〇一
老人保健施設は乃ほの園	〃 馬見字杭田六四番地二

を

社会福祉法人内野会老人保健施設 シルバーケア嘉穂	〃 鴨生四八〇一
-----------------------------	----------

に、京都郡の項

中

京都病院	〃 みやこ町勝山箕田二九八
御所病院	〃 〃 勝山松田一一三三

を

御所病院	〃 〃 大字新津一四〇〇
京都病院	〃 みやこ町勝山箕田二九八

に、二老人ホ

ームの項中

特別養護老人ホーム筑豊園	〃 平山字シバセ五四八番地
特別養護老人ホームひまわり園	〃 馬見字杭田六四番地二

を

特別養護老人ホーム筑豊園	〃 平山字シバセ五四八番地
--------------	---------------

に改める。